

第144期報告書

1. 第144期事業報告
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)
2. 第144期連結計算書類および計算書類
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)
3. 上記に係る会計監査人および監査役会の監査報告

オリンパス株式会社

《目次》

第144期報告書

| | |
|---------------------|----|
| 事業報告 | 1 |
| 連結貸借対照表 | 29 |
| 連結損益計算書 | 30 |
| 連結株主資本等変動計算書 | 31 |
| 連結注記表 | 33 |
| 貸借対照表 | 42 |
| 損益計算書 | 43 |
| 株主資本等変動計算書 | 44 |
| 個別注記表 | 46 |
| 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 | 52 |
| 計算書類に係る会計監査人の監査報告 | 54 |
| 監査役会の監査報告 | 56 |

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、中国を始めとしたアジア地域が内需の拡大により堅調に推移したものの、米国での失業率の高止まりや欧州の一部における財政の先行き不安により、全体としては足踏み状態となりました。わが国経済は、東日本大震災からの復興の取組みが進んでいるものの、電力供給の制約や円高の影響もあり、依然として厳しい状況が続きました。

このような経営環境のもと、当社グループは平成23年3月期を初年度とする「2010年経営基本計画」に基づき、「グローバル競争力のある企業体質への転化」および「新興国市場への事業展開の強化」の目標を掲げて取り組んでまいりました。

しかしながら、当社の過去の買収案件に関して平成23年11月から当社からの独立性を確保した第三者委員会による調査を行ったところ、その調査過程において、当社が損失計上の先送りおよびその解消を行っていたことが判明しました。

このため、当社は平成23年12月に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出したほか、計算書類についても訂正して作成のうえ、平成24年4月開催の臨時株主総会においてご承認をいただきました。この臨時株主総会では、取締役および監査役全員が辞任し、経営体制を刷新しました。

このほか、当社は、過去の損失計上の先送り等の一連の問題に関する現旧役員等の法的責任の有無を明確化するため、取締役責任調査委員会および監査役等責任調査委員会を設置し、平成24年1月に現旧取締役19名に対して36億10百万円を上限とする損害賠償請求訴訟を提起し、現旧監査役5名に対しても10億円を上限とする損害賠償請求訴訟を提起しました。

当社は、こうした事態を踏まえ、外部有識者で構成された経営改革委員会から指導および勧告を受けながら、コーポレート・ガバナンス体制の抜本的な改革に取り組んでまいりました。

各事業の取組みについては、医療事業においては、震災による製品供給への影響を最小限に留めるべく様々な対策を行ったほか、消化器内視鏡および外科・処置具の各分野において大型新製品の開発を進めてまいりました。ライフ・産業事業においては超音波検査機器、顕微鏡および工業用内視鏡の新製品を投入しました。映像事業においては、「マイク

「ロフォーサーズシステム規格」に準拠した製品のラインナップ拡充を図ったほか、コストの削減に取り組みました。

当社グループの連結売上高は、情報通信事業が増収となったものの、為替や震災の影響により医療事業が減収となったほか、インクジェットプリンター事業の譲渡により、全体としてはほぼ横ばいの8,485億48百万円（前期比0.2%増）となりました。営業利益については、映像事業の営業損失が縮小したものの、為替の影響等により355億18百万円（前期比7.5%減）となりました。経常利益については、営業利益の減少を主要因として178億65百万円（前期比23.0%減）となりました。また、当期純損失は、映像事業における事業用資産の減損損失の計上等、特別損失を276億82百万円計上したほか、将来の課税所得を見直したことによる繰延税金資産の取崩を含む法人税等を392億82百万円計上したこと等により、489億85百万円（前期は38億66百万円の当期純利益）となりました。

また、当期においては、613億56百万円の研究開発費を投じるとともに、379億61百万円の設備投資を実施しました。

為替相場は前期に比べ、対米ドル、対ユーロともに円高で推移し、特に対米ドルでは史上最高値の水準となりました。期中の平均為替レートは、1米ドル＝79.08円（前期は85.72円）、1ユーロ＝108.98円（前期は113.12円）となり、売上高では前期比255億円の減収要因、営業利益では前期比57億円の減益要因となりました。こうした為替の影響を除くと、売上高は前期比3.2%の増収、営業利益は前期比7.5%の増益となっております。

なお、当期においては、多額の当期純損失を計上する結果となったことから、誠に遺憾ではありますが、期末配当金を無配とさせていただきます。

（注）この事業報告は、次により記載しています。

1. 百万円単位の表示金額は、百万円未満を四捨五入しています。
2. 前期との比較は、過年度決算の訂正後の内容に基づいています。

2. 事業部門別の状況

医療事業

医療事業の連結売上高は3,492億46百万円（前期比1.7%減）、営業利益は681億88百万円（前期比4.9%減）となりました。

外科・処置具の分野において、膵胆管等の内視鏡治療に使用するディスプレイブルガイドワイヤの販売が引き続き国内を中心に好調であったほか、観察性能の向上により内視鏡外科手術をサポートする内視鏡統合ビデオシステム「VISERA ELITE（ビセラ・エリート）」が売上を伸ばしました。主力の消化器内視鏡分野において東日本大震災の影響で一時的に部品の調達が困難となり、一部製品の生産調整を行ったことにより、医療事業全体の売上高は通期では減収となりましたが、製品供給が回復した下半期は堅調な売上となりました。

医療事業の営業利益は、震災や為替の影響による減収に伴い、減益となりました。

なお、為替の影響を除くと、連結売上高は前期比2.8%増、営業利益は前期比4.3%増となっております。

ライフ・産業事業

ライフ・産業事業の連結売上高は924億32百万円（前期比8.3%減）、営業利益は54億39百万円（前期比36.4%減）となりました。

ライフサイエンス分野では、国内やアジアでシステム生物顕微鏡「BX3」シリーズ等の研究用途製品の販売が好調でしたが、欧米における市況の悪化や為替の影響により、減収となりました。

産業分野では、社会の安全・安心に貢献する超音波非破壊検査機器の「Omniscan（オムニスキャン）MX2」や、シリーズ最小・最軽量を実現した工業用ビデオスコープの新製品「IPLEX UltraLite（アイプレックス・ウルトラライト）」が売上を伸ばしたほか、電子部品や半導体関連市場の活況により工業用顕微鏡や光学測定装置等の製品の販売が好調に推移し、増収となりました。

なお、平成23年3月にインクジェットプリンター事業を譲渡したことによる減収の影響もあり、ライフ・産業事業全体の売上高は減収となりました。

ライフ・産業事業の営業利益は、産業分野が増益となったものの、インクジェットプリンター事業の譲渡やライフサイエンス分野の影響により、減益となりました。

なお、為替の影響を除くと、連結売上高は前期比4.1%減、営業利益は前期比14.1%減となっております。

映像事業

映像事業の連結売上高は1,285億61百万円（前期比2.2%減）、営業損失は107億60百万円（前期比42億59百万円の損失幅縮小）となりました。

「マイクロフォーサーズシステム規格」に準拠したレンズ交換式デジタル一眼カメラ「OLYMPUS PEN（オリンパス ペン）」シリーズの新製品の販売が好調だったことに加え、電子ビューファインダーを搭載し、小型・軽量と高機能を両立した「OM-D E-M5」の売上が寄与したほか、コンパクトカメラにおいて最高水準の画質を実現した「XZ-1」を始めとした高付加価値モデルが売上を伸ばしましたが、競争の激化やタイ洪水の影響により、映像事業の売上高は減収となりました。

映像事業の営業損益は、売上原価率の改善やコストの削減により損失幅が縮小しました。

なお、為替の影響を除くと、連結売上高は前期比1.5%増、営業損失は前期比20億42百万円の損失幅縮小となっております。

情報通信事業

情報通信事業の連結売上高は2,293億99百万円（前期比9.5%増）、営業利益は52億77百万円（前期比0.7%増）となりました。

情報通信事業の売上高については、携帯電話端末の販売網の拡大に加え、スマートフォンの販売が好調に推移したことにより、増収となりました。

情報通信事業の営業利益は、平成23年3月にアイ・ティー・エックス株式会社を株式交換により完全子会社化したことに伴うのれん償却額の影響等により、ほぼ横ばいとなりました。

その他事業

その他事業の連結売上高は489億10百万円（前期比2.3%減）、営業損失は79億92百万円（前期は36億6百万円の営業損失）となりました。

その他事業の売上高については、海外における市況悪化の影響により、減収となりました。

その他事業の営業損益は、過去に買収した再生医療関連の事業の研究開発費用の増加により、損失幅が拡大しました。

3. 資金調達および設備投資の状況

(1) 資金調達の状況

当期は、長期借入金600億円を新たに調達しました。

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は、約380億円です。主なものは、医療事業におけるデモ用固定資産および映像事業における新製品の金型投資ならびに情報基盤の整備等です。

4. 対処すべき課題

今後の世界経済は、緩やかな回復傾向が見込まれますが、欧州における財政不安の長期化や原油価格の上昇等による景気の下振れの可能性があります。また、わが国経済は、短期的には震災からの復興需要等によるプラス効果も期待されますが、引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況のもと、当社は、コーポレート・ガバナンスの刷新を推し進めるとともに、経営資源を当社の基盤技術に集中することでコアビジネスの成長を促進し、収益性および財務体質の改善を最重要課題として取り組んでまいります。

当社は、過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題が生じたことから、今後このような事態を二度と引き起こさないために、当社からの独立性を確保した第三者委員会による平成23年12月6日付調査報告書において指摘された問題点および再発防止に向けた提言を踏まえ、社内検討チームにおいて、外部有識者による経営改革委員会の助言を得て検討を重ねております。今後、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備およびコンプライアンス体制の見直しを骨子とする再発防止策を取りまとめて、具体策を講じてまいります。

なお、当社株式は、株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されております。全社を挙げて信頼回復に向けた抜本的な改革を進め、内部管理体制を再構築することで、1年での当該指定の解除を目指しております。

当社は新たな経営方針として、“原点回帰”、“One Olympus”、“利益ある成長”の3つを掲げました。オリンパスの原点とは、製品・ソリューションを通して社会の発展に貢献したいという使命感のもと、顧客原点・顧客ニーズにこだわりながら、世界初、世界一流の製品づくりへ挑戦し続けることです。当社は技術とものづくりに強いこだわりを持ち続ける原点に立ち返ります。また、“One Olympus”として、グループ全体の思い・戦略をひとつに束ね、経営資源を効率的に最大活用しながら、チームワークによってグループ全体の英知を結集し、アウトプットの最大化を図ります。そして、これまでの過度な売上偏重から脱却し、“利益ある成長”を目指します。

こうした経営方針に基づく基本戦略を、①事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分、②収益力の向上、③財務の健全化、④ガバナンスの再構築と位置付け、これらの基本戦略を着実に実行することにより、一連の問題によって損なわれた株主・顧客・その他ステークホルダーの皆さまからの信頼を回復し、企業価値の向上を図ります。

各事業においては、医療事業では、エネルギーデバイス「THUNDERBEAT（サンダービート）」や、7年ぶりのシリーズ刷新となる次世代内視鏡基幹システム「EVIS EXERA（イーヴィスエクセラ）Ⅲ」といった新製品を投入し、更なる成長を目指します。ライフ・産業事業では、産業分野において元素分析装置など新製品を順次投入し、ライフサイエンス分野でも商品拡充や新興国市場での販売強化を図ります。映像事業では、マイクロ眼の新製品「OM-D」シリーズを始めとした高付加価値製品への絞り込みを進めるとともに、コスト削減により確実に利益を出せる事業構造への転換を進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第141期 | 第142期 | 第143期 | 第144期 (当期) |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 売 上 高 (百万円) | 980,803 | 883,086 | 847,105 | 848,548 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 25,679 | 46,075 | 23,215 | 17,865 |
| 当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円) | △50,561 | 52,527 | 3,866 | △48,985 |
| 1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円) | △188.85 | 194.90 | 14.39 | △183.54 |
| 総 資 産 (百万円) | 1,038,253 | 1,104,528 | 1,019,160 | 966,526 |
| 純 資 産 (百万円) | 110,907 | 163,131 | 115,579 | 48,028 |
| 1株当たりの純資産 (円) | 387.31 | 576.63 | 421.37 | 167.76 |

(注) 1. 表示金額は、過年度決算の訂正後の内容を記載しています。

2. 第141期は、投資有価証券評価損およびのれんの一括償却等で461億円の特別損失を計上したことにより、連結当期純損失を計上しました。

3. 第144期(当期)の業績につきましては、前記「I 企業集団の現況に関する事項1. 事業の経過およびその成果」(1頁から2頁)に記載のとおりです。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

次の重要な子会社7社を含む連結子会社は188社、持分法適用会社は4社です。

| 会社名 | 資本金 または出資金 | 出資比率 | 主な事業内容 |
|---|---------------|--------|---|
| オリンパスメディカルシステムズ株式会社 | 1,000百万円 | 100.0% | 医療関連製品の製造販売 |
| オリンパスイメージング株式会社 | 11,000百万円 | 100.0% | 映像関連製品の製造販売 |
| アイ・ティー・エックス株式会社 | 25,444百万円 | 100.0% | 携帯電話等のモバイル端末販売 |
| オリンパスビジネスクリエイツ株式会社 | 11,000百万円 | 100.0% | 新規事業の探索、開発および育成子会社の経営管理を行う持株会社 |
| Olympus Corporation of the Americas | 13千米ドル | 100.0% | 米国の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社 |
| Olympus Europa Holding GmbH | 100,000千ユーロ | 100.0% | 医療、ライフ・産業、映像関連製品の販売および欧州の関係会社に対する総合経営企画 |
| Olympus Corporation of Asia Pacific Limited | 611,170千香港ドル | 100.0% | アジアの関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社 |

7. 主要な事業内容

| 事業部門 | 主要製品および事業内容 |
|--------|----------------------------------|
| 医療 | 医療用内視鏡、外科内視鏡、超音波内視鏡、内視鏡処置具の製造販売 |
| ライフ・産業 | 生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器の製造販売 |
| 映像 | デジタルカメラ、録音機の製造販売 |
| 情報通信 | 携帯電話等のモバイル端末販売 |
| その他 | システム開発、生体材料の製造販売ほか |

8. 主要な営業所および工場

(1) 当社の主要な事業所

| | |
|----------|----------------------|
| 本店 | 東京都渋谷区 |
| 本社事務所 | 東京都新宿区 |
| 技術開発センター | 東京都八王子市 |
| 長野事業場 | 長野県上伊那郡 |
| 白河事業場 | 福島県西白河郡 |
| 支店 | 札幌、名古屋、大阪、広島、福岡 |
| 営業所 | 仙台、横浜、新潟、松本、静岡、金沢、松山 |

(2) 子会社の主要な事業所

| | |
|---|-------------------------------|
| オリンパスメディカルシステムズ株式会社 | 東京都渋谷区 (本店) 東京都新宿区 (本社事務所) |
| オリンパスイメージング株式会社 | 東京都渋谷区 (本店) 東京都新宿区 (本社事務所) |
| アイ・ティー・エックス株式会社 | 東京都港区 |
| オリンパスビジネスクリエイツ株式会社 | 東京都新宿区 |
| Olympus Corporation of the Americas | アメリカ合衆国 |
| Olympus Europa Holding GmbH | ドイツ連邦共和国 |
| Olympus Corporation of Asia Pacific Limited | 中華人民共和国 |

9. 従業員の状況

| 事業部門 | 従業員数 | 前期比増減 |
|---------|------------------|-----------------|
| 医 療 | 15,338名 (887名) | 508名 (71名) |
| ライフ・産業 | 4,755名 (395名) | 140名 (△89名) |
| 映 像 | 9,533名 (2,111名) | △1,274名 (△328名) |
| 情 報 通 信 | 966名 (1,344名) | 155名 (66名) |
| そ の 他 | 1,758名 (260名) | 40名 (△56名) |
| 本社管理部門 | 1,762名 (12名) | 152名 (9名) |
| 合 計 | 34,112名 (5,009名) | △279名 (△327名) |

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者は含みます。また、臨時雇用者数の年間の平均人員を () 内に外数で記載しています。

2. 前期に比べ映像事業部門の従業員が1,274名減少しているのは、主に海外工場等で生産調整等を行ったことによるものです。

10. 主要な借入先

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|---------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 90,930百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 78,295百万円 |

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 1,000,000,000株
2. 発行済株式総数 266,861,730株(自己株式4,421,878株を除く。)
3. 当期末株主数 45,621名

4. 大株主(上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|--|-------------|-------|
| 日本生命保険相互会社 | 13,286,618株 | 4.98% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 13,286,586 | 4.98 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 10,071,500 | 3.77 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口) | 9,004,000 | 3.37 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 8,448,100 | 3.17 |
| 株式会社三井住友銀行 | 8,350,648 | 3.13 |
| Morgan Stanley Private Bank, National Association PB Client Custody | 6,941,900 | 2.60 |
| テ ル モ 株 式 会 社 | 5,581,000 | 2.09 |
| ステート ストリー ト バンク アンド トラスト カンパニー 505223 | 4,966,442 | 1.86 |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行 | 4,136,559 | 1.55 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,421,878株保有しておりますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は、自己株式(4,421,878株)を控除して算出しています。
3. 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となっています。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---------|--|
| 代表取締役 | 高山 修 一 | 映像事業グループプレジデント兼オプト・ビジネスプロジェクト担当兼グループ経営統括室長兼グループコンプライアンス室長 オリンパスイメージング株式会社代表取締役社長 |
| 取締役 | 森 嶋 治 人 | 医療事業グループプレジデント オリンパスメディカルシステムズ株式会社代表取締役社長 |
| 取締役 | 鈴木 正 孝 | コーポレートセンター長兼情報通信事業グループプレジデント兼新事業関連会社統括本部担当兼オリンパスビジネスクリエイツ株式会社担当兼アジア・オセアニア統括グループプレジデント兼グループコンプライアンス室OCAPコンプライアンス担当兼グループ経営統括室アジア・オセアニア担当役員 Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事長 |
| 取締役 | 柳 澤 一 向 | 研究開発センター長 |
| 取締役 | 塚 谷 隆 志 | ものづくり革新センター長 |
| 取締役 | 渡 邊 和 弘 | コーポレートセンター長付兼アジア・オセアニア統括グループプレジデント付兼グループ経営統括室米州担当役員 Olympus Corporation of the Americas取締役社長 |
| 取締役 | 西 垣 晋 一 | ライフ・産業事業グループプレジデント |
| 取締役 | 川 又 洋 伸 | コーポレートセンター副センター長兼グループコンプライアンス室グループコンプライアンス本部長 |
| 取締役 | 林 田 康 男 | 公益財団法人内視鏡医学研究振興財団理事長 |
| 取締役 | 来 間 紘 | |
| 取締役 | 林 純 一 | 株式会社アングラム代表取締役 |
| 常勤監査役 | 今 井 忠 雄 | |
| 監査役 | 島 田 誠 | |
| 監査役 | 中 村 靖 夫 | |

- (注) 1. 取締役のうち林田康男、来間紘、林純一の各氏は、社外取締役です。
 2. 監査役のうち島田誠、中村靖夫の両氏は、社外監査役です。
 3. 当期中および当期末後における取締役の地位、担当および重要な兼職の主な変更は次のとおりです。

| 氏名 | 変更年月日 | 変更後の地位、担当および重要な兼職の状況 | 変更前の地位、担当および重要な兼職の状況 |
|-------|-----------------|---|---|
| 高山 修一 | 平成23年 10月26日 | 代表取締役 | 取締役 |
| | 平成23年 11月8日 | 映像事業グループプレジデント兼オプト・ビジネスプロジェクト担当兼グループ経営統括室長兼グループコンプライアンス室長 オリンパスイメージング株式会社代表取締役社長 | 映像事業グループプレジデント兼オプト・ビジネスプロジェクト担当 オリンパスイメージング株式会社代表取締役社長 |
| | 平成23年 12月1日 | 映像事業グループプレジデント兼オプト・ビジネスプロジェクト担当兼グループ経営統括室長兼グループコンプライアンス室長 オリンパスイメージング株式会社代表取締役社長 Olympus Corporation of the Americas取締役会長 | 映像事業グループプレジデント兼オプト・ビジネスプロジェクト担当兼グループ経営統括室長兼グループコンプライアンス室長 オリンパスイメージング株式会社代表取締役社長 |
| | 平成24年 1月16日 | 映像事業グループプレジデント兼オプト・ビジネスプロジェクト担当兼グループ経営統括室長兼グループコンプライアンス室長 オリンパスイメージング株式会社代表取締役社長 | 映像事業グループプレジデント兼オプト・ビジネスプロジェクト担当兼グループ経営統括室長兼グループコンプライアンス室長 オリンパスイメージング株式会社代表取締役社長 Olympus Corporation of the Americas取締役会長 |
| 鈴木 正孝 | 平成23年 11月1日 | アジア・オセアニア統括グループプレジデント兼グループコンプライアンス室OCAPコンプライアンス担当兼グループ経営統括室アジア・オセアニア担当役員 Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事長 | アジア・オセアニア統括グループプレジデント兼グループ経営統括室アジア・オセアニア担当役員 Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事長 |

| 氏名 | 変更年月日 | 変更後の地位、担当および重要な兼職の状況 | 変更前の地位、担当および重要な兼職の状況 |
|------|----------------|---|---|
| 鈴木正孝 | 平成23年 12月7日 | コーポレートセンター長兼情報通信事業グループプレジデント兼新事業関連会社統括本部担当兼オリンパスビジネスクリエイツ株式会社担当兼アジア・オセアニア統括グループプレジデント兼グループコンプライアンス室OCAPコンプライアンス担当兼グループ経営統括室アジア・オセアニア担当役員 Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事長 | アジア・オセアニア統括グループプレジデント兼グループコンプライアンス室OCAPコンプライアンス担当兼グループ経営統括室アジア・オセアニア担当役員 Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事長 |
| | 平成24年 4月1日 | コーポレートセンター長兼情報通信事業グループプレジデント兼新事業関連会社統括本部担当兼オリンパスビジネスクリエイツ株式会社担当兼アジア・オセアニア統括グループプレジデント Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事長 | コーポレートセンター長兼情報通信事業グループプレジデント兼新事業関連会社統括本部担当兼オリンパスビジネスクリエイツ株式会社担当兼アジア・オセアニア統括グループプレジデント兼グループコンプライアンス室OCAPコンプライアンス担当兼グループ経営統括室アジア・オセアニア担当役員 Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事長 |
| 渡邊和弘 | 平成24年 2月1日 | コーポレートセンター長付兼グループ経営統括室米州担当役員 Olympus Corporation of the Americas 取締役社長 | グループ経営統括室米州担当役員兼コーポレートセンター米州コーポレート本部長 Olympus Corporation of the Americas 取締役社長 |

| 氏名 | 変更年月日 | 変更後の地位、担当および重要な兼職の状況 | 変更前の地位、担当および重要な兼職の状況 |
|--------------|-----------------|---|--|
| 渡邊和弘 | 平成24年 3月1日 | コーポレートセンター長付兼アジア・オセアニア統括グループプレジデント付兼グループ経営統括室米州担当役員 Olympus Corporation of the Americas取締役社長 | コーポレートセンター長付兼グループ経営統括室米州担当役員 Olympus Corporation of the Americas取締役社長 |
| 川又洋伸 | 平成23年 10月1日 | コーポレートセンター副センター長兼グループコンプライアンス室グループコンプライアンス本部長 | コーポレートセンター副センター長兼グループ経営統括室経営企画本部長 |
| 菊川剛 | 平成23年 10月26日 | 取締役 | 代表取締役会長 |
| 森久志 | 平成23年 7月1日 | グループ経営統括室長兼グループコンプライアンス室グループ監査本部長 | グループ経営統括室長 |
| | 平成23年 10月1日 | グループ経営統括室長兼グループコンプライアンス室長 | グループ経営統括室長兼グループコンプライアンス室グループ監査本部長 |
| | 平成23年 11月8日 | — | グループ経営統括室長兼グループコンプライアンス室長 |
| マイケル・ウッドフォード | 平成23年 10月14日 | 取締役 | 代表取締役 |
| | | — | Olympus Corporation of the Americas取締役会長 Olympus Europa Holding GmbH取締役会長 |

4. 平成23年11月24日付で次の取締役および監査役が辞任により退任しました。

| | |
|-------|-------|
| 取締役 | 菊川 剛 |
| 取締役 | 森 久志 |
| 常勤監査役 | 山田 秀雄 |

5. 平成23年12月1日付で次の取締役が辞任により退任しました。

| | |
|-----|--------------|
| 取締役 | マイケル・ウッドフォード |
|-----|--------------|

6. 平成23年12月7日付で次の取締役が辞任により退任しました。

| | |
|-----|------|
| 取締役 | 中塚 誠 |
|-----|------|

7. 平成24年4月20日付で次の取締役および監査役が辞任により退任しました。

| | |
|-------|-------|
| 代表取締役 | 高山 修一 |
| 取締役 | 森 治人 |
| 取締役 | 鈴木 正孝 |
| 取締役 | 柳澤 一向 |
| 取締役 | 塚谷 隆志 |
| 取締役 | 渡邊 和弘 |
| 取締役 | 西垣 晋一 |
| 取締役 | 川又 洋伸 |
| 社外取締役 | 林田 康男 |
| 社外取締役 | 来間 紘 |
| 社外取締役 | 林 純一 |
| 常勤監査役 | 今井 忠雄 |
| 社外監査役 | 島田 誠 |
| 社外監査役 | 中村 靖夫 |

8. 平成24年4月20日付で以下の取締役および監査役が就任しました。

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---------|--|
| 取締役会長 | 木 本 泰 行 | |
| 代表取締役 | 笹 宏 行 | |
| 取 締 役 | 藤 塚 英 明 | コーポレートセンター長 |
| 取 締 役 | 竹 内 康 雄 | グループ経営統括室長 Olympus Corporation of the Americas 取締役会長 Olympus Europa Holding GmbH取締役会長 |
| 取 締 役 | 林 繁 雄 | ものづくり革新センター長 |
| 社外取締役 | 後 藤 卓 也 | JSR株式会社取締役 日本マーケティング協会会長 アジア・マーケティング連盟会長 |
| 社外取締役 | 蛭 田 史 郎 | 株式会社日本経済新聞社監査役 |
| 社外取締役 | 藤 田 純 孝 | 古河電気工業株式会社取締役 日本板硝子株式会社取締役 NKSJホールディングス株式会社取締役 日本CFO協会理事長 |
| 社外取締役 | 西 川 元 啓 | NKSJホールディングス株式会社監査役 |
| 社外取締役 | 今 井 光 | |
| 社外取締役 | 藤 井 清 孝 | ベタープレイス・ジャパン株式会社代表取締役社長 |
| 常勤監査役 | 斎 藤 隆 | |
| 常勤監査役 | 清 水 昌 | |
| 社外監査役 | 名古屋 信 夫 | なごや公認会計士事務所長 株式会社コア監査役 |
| 社外監査役 | 名 取 勝 也 | 名取法律事務所長 |

- (注) 1. 取締役のうち後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、西川元啓、今井光および藤井清孝の各氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
2. 監査役のうち名古屋信夫および名取勝也の両氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
3. 監査役名古屋信夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

9. 当社は執行役員制度を採用しており、平成24年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。なお、*印は取締役を兼務しています。

| 地 位 | 氏 名 |
|-----------------|---------|
| 社 長 執 行 役 員 * | 高 山 修 一 |
| 副 社 長 執 行 役 員 * | 森 鷲 治 人 |
| 専 務 執 行 役 員 * | 鈴 木 正 孝 |
| 専 務 執 行 役 員 * | 柳 澤 一 向 |
| 常 務 執 行 役 員 * | 塚 谷 隆 志 |
| 常 務 執 行 役 員 * | 渡 邊 和 弘 |
| 常 務 執 行 役 員 | 五 味 俊 明 |
| 常 務 執 行 役 員 | 栗 林 正 雄 |
| 常 務 執 行 役 員 | 齋 藤 隆 |
| 執 行 役 員 * | 西 垣 晋 一 |
| 執 行 役 員 * | 川 又 洋 伸 |
| 執 行 役 員 | 唐 木 幸 一 |
| 執 行 役 員 | 川 田 均 |
| 執 行 役 員 | 正 川 仁 彦 |
| 執 行 役 員 | 川 俣 尚 彦 |
| 執 行 役 員 | 笹 宏 行 |
| 執 行 役 員 | 依 田 康 夫 |
| 執 行 役 員 | 窪 田 明 雄 |
| 執 行 役 員 | 竹 内 康 雄 |
| 執 行 役 員 | 古 閑 信 之 |
| 執 行 役 員 | 林 繁 雄 |
| 執 行 役 員 | 田 口 晶 弘 |
| 執 行 役 員 | 小 川 治 男 |
| 執 行 役 員 | 方 日 錫 |

- (注) 1. 平成23年5月31日付で次の執行役員が退任しました。
 常務執行役員 エフ・マーク・ガムス
2. 平成23年9月30日付で次の執行役員が退任しました。
 執行役員 齊藤 典男
3. 平成23年10月14日付で次の執行役員を解任しました。
 社長執行役員 マイケル・ウッドフォード
4. 平成23年10月26日付で次の執行役員の地位に異動がありました。
 社長執行役員 高山 修一
5. 平成23年11月8日付で次の執行役員を解任しました。
 副社長執行役員 森 久志
6. 平成23年12月7日付で次の執行役員が退任しました。
 常務執行役員 中塚 誠

7. 平成24年4月1日付で次のとおり執行役員を新たに選任しました。

| | | |
|--------|----|----|
| 専務執行役員 | 藤塚 | 英明 |
| 常務執行役員 | 境 | 康 |
| 執行役員 | 西河 | 敦 |
| 執行役員 | 矢部 | 久雄 |
| 執行役員 | 半田 | 正道 |
| 執行役員 | 阿部 | 信宏 |
| 執行役員 | 吉益 | 健 |
| 執行役員 | 北村 | 正仁 |
| 執行役員 | 小林 | 哲男 |

8. 平成24年4月20日付で次の執行役員が退任しました。

| | | |
|---------|----|----|
| 社長執行役員 | 高山 | 修一 |
| 副社長執行役員 | 森畠 | 治人 |
| 専務執行役員 | 鈴木 | 正孝 |
| 専務執行役員 | 柳澤 | 一向 |
| 常務執行役員 | 塚谷 | 隆志 |
| 常務執行役員 | 斎藤 | 隆 |
| 執行役員 | 川又 | 洋伸 |

9. 平成24年4月20日付で次のとおり執行役員の地位に異動がありました。

| | | |
|--------|----|----|
| 社長執行役員 | 笹 | 宏行 |
| 専務執行役員 | 竹内 | 康雄 |
| 専務執行役員 | 田口 | 晶弘 |
| 常務執行役員 | 林 | 繁雄 |
| 常務執行役員 | 小川 | 治男 |
| 執行役員 | 渡邊 | 和弘 |

10. 平成24年4月20日現在の執行役員は次のとおりです。なお、*印は取締役を兼務しています。

| 地 位 | 氏 名 |
|---------|---------|
| 社長執行役員* | 笹 宏 行 |
| 専務執行役員* | 藤 塚 英 明 |
| 専務執行役員* | 竹 内 康 雄 |
| 専務執行役員 | 田 口 晶 弘 |
| 常務執行役員* | 林 繁 雄 |
| 常務執行役員 | 小 川 治 男 |
| 常務執行役員 | 五 味 俊 明 |
| 常務執行役員 | 栗 林 正 雄 |
| 常務執行役員 | 境 康 弘 |
| 執行役員 | 渡 邊 和 弘 |
| 執行役員 | 西 垣 晋 一 |
| 執行役員 | 唐 木 幸 一 |
| 執行役員 | 川 田 均 |
| 執行役員 | 正 川 仁 彦 |
| 執行役員 | 川 俣 尚 彦 |
| 執行役員 | 依 田 康 夫 |
| 執行役員 | 窪 田 明 |
| 執行役員 | 古 閑 信 之 |
| 執行役員 | 方 日 錫 |
| 執行役員 | 西 河 敦 |
| 執行役員 | 矢 部 久 雄 |
| 執行役員 | 半 田 正 道 |
| 執行役員 | 阿 部 信 宏 |
| 執行役員 | 吉 益 健 |
| 執行役員 | 北 村 正 仁 |
| 執行役員 | 小 林 哲 男 |

2. 取締役および監査役の報酬等の額

| | 支給人員 | 支給額 |
|-----|------|--------|
| 取締役 | 19名 | 563百万円 |
| 監査役 | 5名 | 72百万円 |

- (注) 1. 平成23年6月29日開催の第143期定時株主総会の決議による取締役の報酬は月額100百万円以内、取締役の賞与は年額350百万円以内です。平成18年6月29日開催の第138期定時株主総会の決議による監査役の報酬は月額10百万円以内であり、監査役の賞与は支給していません。
2. 上記の取締役の報酬等の額は、使用人兼務取締役の使用人分の給与支給額44百万円を含んでいません。
3. 上記の取締役および監査役の報酬等の額のうち、社外役員7名（社外取締役5名、社外監査役2名）に対する支給額の総額は、68百万円です。
4. 社外取締役1名が当期に当社の子会社から受け取った役員報酬等の総額は60百万円です。
5. 月額報酬については、平成23年12月1日から平成24年4月20日まで、役位に応じ返上しています。上記取締役および監査役の報酬等の額は、返上後の金額を掲載しています。
6. 上記支給人員には、平成23年6月29日開催の第143期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役4名および監査役1名ならびに当該定時株主総会終結後当期中に退任した取締役4名および監査役1名を含んでいます。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役林田康男氏は、公益財団法人内視鏡医学研究振興財団理事長であり、当社は同法人に寄付を行っています。

取締役林純一氏は、株式会社アングラムの代表取締役であり、当社は同社と取引関係がありません。また、同氏は、平成23年6月23日付で当社の完全子会社であるアイ・ティール・エックス株式会社の社外監査役を退任しました。

- (注) 本項目については、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会終結の日の翌日以降、当期末日までの期間中に在任した者について記載しています。

(2) 当期における主な活動状況

取締役 林田康男

平成23年6月29日開催の第143期定時株主総会にて就任以降開催された当期開催の取締役会22回のうち21回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した視点で、医学博士としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言を行っていましたが、当社の過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題については発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。発覚後は、対応策および再発防止

策の審議に参加し、法令遵守、内部統制の強化等について意見を述べるとともに、新任の役員候補者を選定するための指名委員会において、役員候補者を選考し、取締役会に提案しています。

取締役 来間 紘

平成23年6月29日開催の第143期定時株主総会にて就任以降開催された当期開催の取締役会22回のうち21回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した視点で、経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言を行っていましたが、当社の過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題については発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。発覚後は、対応策および再発防止策の審議に参加し、法令遵守、内部統制の強化等について意見を述べるとともに、新任の役員候補者を選定するための指名委員会において、役員候補者を選考し、取締役会に提案しています。

取締役 林 純一

当期開催の取締役会26回のすべてに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した視点で、経営者や証券業界での豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言を行っていましたが、当社の過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題については発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。発覚後は、対応策および再発防止策の審議に参加し、法令遵守、内部統制の強化等について意見を述べております。

監査役 島田 誠

当期開催の取締役会26回および監査役会45回のすべてに出席し、経験豊富な経営者の視点で、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するために適宜発言を行っていましたが、当社の過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題については発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。発覚後は、対応策および再発防止策の審議に参加し、法令遵守、内部統制の強化等について意見を述べております。

監査役 中村靖夫

当期開催の取締役会26回および監査役会45回のすべてに出席し、経験豊富な経営者の視点で、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するために適宜発言を行っていましたが、当社の過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題については発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。発覚後は、対応策および再発防止策の審議に参加し、法令遵守、内部統制の強化等について意見を述べております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

| 区 分 | 支 給 額 |
|--|--------|
| ① 当期に係る会計監査人の報酬等の額 | 147百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 321百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。

上記②には、会社法および旧証券取引法ならびに金融商品取引法に基づく、当社の過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬等が含まれています。

2. 当社の重要な子会社のうち、Olympus Corporation of the Americas、Olympus Europa Holding GmbHおよびOlympus Corporation of Asia Pacific Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、合意された手続業務等の対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意によりその会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象が生じたことにより、当社における監査が適切に実施されないと認められる場合、当社は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議します。

V 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成24年4月20日開催の臨時株主総会決議による新体制発足に伴い、会社が業務の適正を確保するための体制として内部統制システムの基本方針を同年4月27日開催の取締役会において以下のとおり改定しています。

当社は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「Social IN（ソーシャル・イン）」と呼び、すべての活動の基本思想としています。

取締役会は、この基本思想のもと、財務報告の適正性と信頼性ならびに業務の有効性と効率性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図ります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人が法令および定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会はオリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範をはじめとする各種基本方針および社規則を制定します。
- ② 取締役会は、コンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置します。コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス担当役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括部門を設置します。統括部門は「グローバルコンプライアンスガイドライン」に基づいたグループコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、取締役および使用人に対する教育やアセスメントに関する取組みを継続的に実施します。なお、コンプライアンスに関する問題を相談または通報する窓口として社内外にヘルプラインを設置し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等について取締役会および監査役会に報告する体制を構築します。
- ③ 当社は、社長を委員長とするCSR委員会を設置し、オリンパスグループにおけるCSR活動の目標設定および評価等を行うため定期的を開催します。また、CSR委員会は、法令順守はもとより高い倫理観を醸成するために、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範を実現するための取組みを推進します。
- ④ 当社は、社長直轄の監査室を設置し、監査室は内部監査規程に基づき、業務全般に関し法令、定款および社規則の順守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施します。
- ⑤ 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために、監査室において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。

- ⑥ 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、総務部を所管として弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
- ① 当社は、法令および文書管理規程等の社規則に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
- ② 取締役および監査役は、取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。
- (3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ① 当社は、取締役会および経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続きの適正な運用により、事業リスクの管理を行います。
- ② 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する部署を定め、社規則や標準を制定し、教育・指導を行うことにより管理します。
- ③ 当社は、CSR委員会においてリスクマネジメントに関する計画および施策の報告ならびに審議を行い、リスクマネジメント体制の確立、維持を図ります。また、リスクマネジメント規程に従い、各事業部門においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、速やかに対処できる体制を構築します。震災、火災および事故等の災害ならびに企業倫理違反等の重大なリスクが発生した場合、事業部門は危機管理室を窓口として、社長をはじめとするCSR委員会メンバーおよび関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役会は、中長期の経営基本計画を策定し、経営目標を明確にすることに加え、毎年定める年度事業計画に基づき効率的な資源の分配を図ります。また、年度事業計画の進捗評価のため、業績等につき定期報告を受けます。
- ② 取締役会は、代表取締役およびその他の業務執行取締役ならびに執行役員の職務の分担を決定し、職務の執行状況を監督します。
- ③ 代表取締役は取締役会付議事項以外の重要事項に関して、経営執行会議の審議を経たうえで、意思決定を行います。
- ④ 決裁規程や組織規程等の社規則により、経営組織および職務分掌ならびに各職位の責任と権限を定め、適正かつ効率的な職務執行体制を確立します。
- (5) **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社は、子会社に対しオリンパスグループ企業行動憲章の内容の浸透を図り、グループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- ② 当社は、関係会社管理規程により子会社に関する管理基準を明確化し、子会社を指導・育成することによりオリンパスグループの強化、発展を図ります。

- ③ 当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、重要事項につきオリンパスグループ内部統制規程に基づく当社の承認を求めさせることにより、子会社における業務の適正性を確保します。
 - ④ 当社の監査室は、取締役会が承認した年間監査計画に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役、取締役会および監査役会に報告します。また、主要な子会社には内部監査部門を設置して監査を実施します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を配置します。当該使用人は監査役の職務を補助するにあたり、取締役からの指揮・命令を受けないものとします。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保します。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役は、法令に従い監査役会に報告を行います。監査役は法令および監査役会が制定する監査役会規程ならびに監査役監査基準に基づき、取締役および使用人に対して報告を求めることができます。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役および使用人ならびに子会社に対し、ヒアリングや往査等の方法による調査を実施し、監査の実効性を確保します。
 - ② 監査役は、取締役および各部門の長との会合を定期的を開催し、監査上の重要事項等について意見交換を行います。
 - ③ 監査室は、監査役、主要な子会社の監査役および会計監査人との間で、内部監査計画や内部監査結果等につき、密接な情報交換および連携を図ります。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株

主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①長年培われた技術資産や人的資産を維持し、そのような技術資産や人的資産を中長期的視野で保護育成すること、②顧客とのネットワークと当社の有するブランド力を維持・強化していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠です。

当社の株式の大量買付を行う者が、これら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現のための取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、価値創造力の一層の向上を図り、あわせて将来を見据えた新規事業について注力していくことで、安定的かつ持続的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っています。

具体的な取組みとしては、映像事業では、コンパクトカメラにおいて「防水・防塵機能」といった高付加価値製品に注力するほか、デジタル専用設計の優位性を生かしたマイクロフォーサーズ規格による大幅な小型化、軽量化が実現できるレンズ交換式デジタル一眼カメラによりユーザーに新しい提案をすることで、継続的に収益を確保できる体質を構築します。医療事業では、「安全・安心・高効率」の医療手段を提供し、患者さんのQOL(生活の質)向上と医療費削減を通して社会に貢献するとともに外科分野の強化を図り利益を着実に伸ばします。また、グローバルな開発・製造体制を構築することで製造コスト構造の最適化や為替変化への対応を図っていきます。加えて、最適な事業ポートフォリオの構築と、これに基づく適切な資源配分を実施していくほか、医療・健康領域、映像・情報領域での関連事業の育成を行っていきます。

さらに、当社は、平成13年以降、取締役人数を半減して任期を1年とするなど経営構造改革を推進し、さらに、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、独立性のある社外取締役を3名選任するなどして、業務執行に対する監督を強化するべく努めてまいりました。また、平成24年4月20日開催の臨時株主総会において、独立性のある社外取締役を6名選任しています。今後も、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化を図っていきます。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(i) 当社は、当社株式等の20%以上の買収を目指す大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）に利用するため、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、平成21年6月26日開催の第141期定時株主総会において、ご承認をいただきました。

(ii) 本プランの内容

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社の株券等の大量買付を行う者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを判断し、もしくは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な時間や情報を確保することを目的としています。

本プランは、①当社が発行者者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または②当社が発行者者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付に該当する、当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案がなされる場合を適用対象とします。また、買付等を行おうとする者（以下「買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を含む書面等を当社に対して提出していただきます。また、買付者等は、当社が交付する書式に従い、株主の皆さまの判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出し、また、当社取締役会は、受領した買付説明書を、社外取締役等により構成される特別委員会に送付します。

特別委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、代替案の検討等を行うとともに、買付者等との協議、株主に対する情報開示等を行います。その上で、特別委員会は、買付等について、下記（ア）の発動事由が存すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

また、当社取締役会は、下記（ア）の発動事由のうち発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合で、特別委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等には、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することができます。

当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

(ア) 新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係または当社の企業文化を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(イ) その他

本プランに従い株主の皆さまに対して割り当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、原則として、普通株式1株を取得することができ、また、買付者を含む所定の非適格者による権利行使が（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないという行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されています。

本プランの有効期間は、平成21年6月26日開催の第141期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、仮に、株主の皆さまが新株予約権行使および行使価額相当の金銭の払込を行わないと、保有株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、非適格者以外の株主のみなさまには保有株式の希釈化は原則として生じません。）。

(3) 上記(2)の取組みに関する当社の取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、①株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものであること、②一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆さまの意思を確認する仕組みが設けられていること、③本プランの有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、④独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、⑤特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができるとされていること、⑥本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員 の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 526,558 | 流動負債 | 320,393 |
| 現金及び預金 | 200,088 | 支払手形及び買掛金 | 75,330 |
| 受取手形及び売掛金 | 150,594 | 短期借入金 | 92,075 |
| 商品及び製品 | 61,963 | 一年内償還予定社債 | 20,040 |
| 仕掛品 | 19,191 | 未払費用 | 62,613 |
| 原材料及び貯蔵品 | 21,339 | 未払法人税等 | 8,228 |
| 繰延税金資産 | 23,574 | 製品保証引当金 | 7,336 |
| その他 | 52,907 | その他の引当金 | 18 |
| 貸倒引当金 | △3,098 | その他 | 54,753 |
| 固定資産 | 439,968 | 固定負債 | 598,105 |
| 有形固定資産 | 127,808 | 社債 | 90,080 |
| 建物及び構築物 | 55,925 | 長期借入金 | 440,231 |
| 機械装置及び運搬具 | 10,535 | 退職給付引当金 | 23,922 |
| 工具器具備品 | 38,580 | 役員退職慰労引当金 | 140 |
| 土地 | 15,931 | 事業整理損失引当金 | 3,205 |
| リース資産 | 5,706 | その他 | 40,527 |
| 建設仮勘定 | 1,131 | 負債合計 | 918,498 |
| 無形固定資産 | 197,145 | (純資産の部) | |
| のれん | 124,465 | 株主資本 | 152,067 |
| その他 | 72,680 | 資本金 | 48,332 |
| 投資その他の資産 | 115,015 | 資本剰余金 | 54,788 |
| 投資有価証券 | 51,318 | 利益剰余金 | 60,197 |
| 繰延税金資産 | 8,167 | 自己株式 | △11,249 |
| その他 | 63,426 | その他の包括利益累計額 | △107,297 |
| 貸倒引当金 | △7,896 | その他有価証券評価差額金 | 3,128 |
| 資産合計 | 966,526 | 繰延ヘッジ損益 | △1,268 |
| | | 為替換算調整勘定 | △102,067 |
| | | 在外子会社年金債務調整額 | △7,090 |
| | | 少数株主持分 | 3,258 |
| | | 純資産合計 | 48,028 |
| | | 負債及び純資産合計 | 966,526 |

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------------------------------|----------------|
| 売 上 高 | 848,548 |
| 売 上 原 価 | 464,743 |
| 売 上 総 利 益 | 383,805 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 348,287 |
| 営 業 利 益 | 35,518 |
| 営 業 外 収 益 | 7,392 |
| (受 取 利 息) | (931) |
| (持 分 法 投 資 利 益) | (144) |
| (為 替 差 益) | (162) |
| (投 資 有 価 証 券 売 却 益) | (1,994) |
| (そ の 他) | (4,161) |
| 営 業 外 費 用 | 25,045 |
| (支 払 利 息) | (14,026) |
| (そ の 他) | (11,019) |
| 経 常 利 益 | 17,865 |
| 特 別 利 益 | 322 |
| (投 資 有 価 証 券 売 却 益) | (322) |
| 特 別 損 失 | 27,682 |
| (減 損 損 失) | (15,839) |
| (投 資 有 価 証 券 売 却 損) | (14) |
| (投 資 有 価 証 券 評 価 損) | (2,014) |
| (関 係 会 社 株 式 売 却 損) | (38) |
| (の れ ん 償 却 額) | (1,179) |
| (事 業 再 構 築 損) | (3,392) |
| (事 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額) | (3,205) |
| (過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用) | (2,001) |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 | 9,495 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 16,293 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 22,989 |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失 | 48,777 |
| 少 数 株 主 利 益 | 208 |
| 当 期 純 損 失 | 48,985 |

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項目 | 株 主 資 本 | | | | |
|------------------------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成23年4月1日 期首残高 | 48,332 | 54,788 | 113,532 | △11,097 | 205,555 |
| 当連結会計年度中の変動額 剰余金の配当 | | | △4,004 | | △4,004 |
| 当期純損失 | | | △48,985 | | △48,985 |
| 連結範囲の変動 | | | △346 | | △346 |
| 自己株式の取得 | | | | △152 | △152 |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | △53,335 | △152 | △53,487 |
| 平成24年3月31日 期末残高 | 48,332 | 54,788 | 60,197 | △11,249 | 152,067 |

| 項目 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | |
|------------------------------------|-----------------------|-------------|--------------|------------------|-------------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 在外子会社年 金債務調整額 | その他の包括利 益累計額合計 |
| 平成23年4月1日 期首残高 | 6,524 | △758 | △95,201 | △3,643 | △93,078 |
| 当連結会計年度中の変動額 剰余金の配当 | | | | | |
| 当期純損失 | | | | | |
| 連結範囲の変動 | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額) | △3,396 | △510 | △6,866 | △3,447 | △14,219 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △3,396 | △510 | △6,866 | △3,447 | △14,219 |
| 平成24年3月31日 期末残高 | 3,128 | △1,268 | △102,067 | △7,090 | △107,297 |

| 項 目 | 少数株主 持 分 | 純資産合計 |
|------------------------------------|-------------|---------|
| 平成23年4月1日 期 首 残 高 | 3,102 | 115,579 |
| 当連結会計年度中の変動額 剰余金の配当 | | △4,004 |
| 当期純損失 | | △48,985 |
| 連結範囲の変動 | | △346 |
| 自己株式の取得 | | △152 |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額（純額） | 156 | △14,063 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 156 | △67,551 |
| 平成24年3月31日 期 末 残 高 | 3,258 | 48,028 |

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 188社

主要な連結子会社の名称
オリンパスメディカルシステムズ(株)
オリンパスイメージング(株)
会津オリンパス(株)
白河オリンパス(株)
青森オリンパス(株)
長野オリンパス(株)
アイ・ティー・エックス(株)
Olympus Europa Holding GmbH
Olympus America Inc.
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited

(新規) 17社
Olympus Finance Korea Co., Ltd.
Olympus Medical Systems India Private Limited 他15社

Olympus Finance Korea Co., Ltd. 他 8社は当連結会計年度に新規設立したものです。

広野開発(株)他 4社は当連結会計年度に資本参加したものです。

Olympus Medical Systems India Private Limited他 2社は重要性が増したため、当連結会計年度より持分法非適用の非連結子会社から連結子会社へ移行したものです。

(除外) 8社
(株)岡谷オリンパス
(株)コラボス他 6社

(株)コラボスは当連結会計年度に株式を売却したこと等に伴い、連結子会社から除外しています。

(株)岡谷オリンパス他 4社は当連結会計年度に他の連結子会社と合併したことに伴い、連結子会社から除外しています。

ゴルフダム(株)他 1社は当連結会計年度に清算したことにより、連結子会社から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 オリンパスサポートメイト(株)
Olympus UK Acquisitions Limited

非連結子会社10社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響額が軽微であるため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 4社

主要な会社等の名称 (株)アダチ
(株)アーテファクトリー
Olympus Cytori Inc.

(2) 持分法を適用していない非連結子会社オリンパスサポートメイト(株)他9社及び関連会社6社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しています。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

②デリバティブ取引により
生ずる債権及び債務 ……時価法

③たな卸資産 ……主として先入先出法による原価法（貸借対照表
価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く） ……主として定率法
車両運搬具、工具及び備品 ……主として法人税法に基づく耐用年数によっ
ています。
その他の有形固定資産 ……主として機能的耐用年数の予測に基づいて
決定した当社所定の耐用年数によっていま
す。
- ②無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法
主として経済的見積耐用年数によっていま
す。
なお、自社利用のソフトウェアについては、
社内における利用可能期間（3年から5年）
によっています。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リ ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零
一ス取引に係るリース資産 とする定額法を採用しています。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース
取引のうち、リース取引開始日が平成20年
3月31日以前のリース取引については、通
常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処
理によっています。

(3) 重要な引当金の計上方法

- ①貸倒引当金
売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実
績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、
回収不能見込額を計上しています。
- ②製品保証引当金
販売済製品に対して保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計
上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、所定の基準
により計上しています。
- ③退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び
年金資産に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上し
ています。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定
の年数（主として5年）による按分額を費用処理しています。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の
一定の年数（主として5年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理して
います。
- ④役員退職慰労引当金
国内の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に
基づく連結会計年度末要支給額を計上しています。
- ⑤事業整理損失引当金
当社グループの行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計
上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費……………支出時に全額費用として処理しています。

②収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引……………主としてリース取引開始日に売上高と売上原価に係る収益の計上基準を計上する方法によっています。

③重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについて、特例処理を採用しています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務の予定取引、借入金

ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、主に5年から20年の間で均等償却しています。

⑤消費税等の会計処理

税抜き方式によっています。

⑥連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社をそれぞれ連結納税親会社とする連結納税制度を適用しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|----------------|-----------|
| 現金及び預金 | 2,090百万円 |
| リース債権及びリース投資資産 | 7,797百万円 |
| 建物及び構築物 | 1,077百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 307百万円 |
| 投資その他の資産のその他 | 2,970百万円 |
| 合計 | 14,241百万円 |

(2) 担保に係る債務

| | |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 7,915百万円 |
| 長期借入金 | 3,115百万円 |
| 合計 | 11,030百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 239,505百万円

3. 保証債務

| (相手先) | (内 容) | (金 額) |
|--------------------------|----------|----------|
| ノエル・カ ンパニー・カ リミテッド | 銀行借入金 | 2,000百万円 |
| 従業員 | 住宅資金借入金等 | 122百万円 |
| その他 | 銀行借入金等 | 204百万円 |
| 計 | | 2,326百万円 |

4. 受取手形割引高 357百万円
(うち輸出為替手形割引高) 357百万円

5. 連結会計年度末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理をしています。当連結会計年度末日の満期手形の金額は次のとおりです。

| | |
|------|--------|
| 受取手形 | 426百万円 |
| 支払手形 | 530百万円 |

6. 貸倒引当金

貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 271,283,608株

2. 配当に関する事項
 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------|-----------------|---------------------|------------|------------|
| 平成23年6月29日 定時株主総会 | 普通 株式 | 4,004 | 15.00 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 |
| 計 | — | 4,004 | — | — | — |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、内部規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は四半期ごとに時価の把握を行っています。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び事業投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。なお、デリバティブは内部規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、重要性が乏しいもの並びに時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。（注）2.をご参照ください）

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------------------|-------------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 200,088 | 200,088 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 150,594 | 150,594 | — |
| (3) 投資有価証券 | 45,771 | 45,771 | — |
| 資産計 | 396,453 | 396,453 | — |
| (4) 支払手形及び買掛金 | 75,330 | 75,330 | — |
| (5) 短期借入金 | 63,092 | 63,092 | — |
| (6) 社債（一年内償還予定社債を含む） | 110,120 | 99,945 | △10,175 |
| (7) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む） | 469,214 | 415,488 | △53,726 |
| 負債計 | 717,756 | 653,855 | △63,901 |
| (8) デリバティブ取引 | (1,922) | (1,922) | — |

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しています。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。
- (4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (6) 社債
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。
- (7) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、契約を締結している取引先金融機関から提示された価格によっています。

金利スワップの特例処理、外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引について、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|---------|------------------|
| ① 非上場株式 | 937 |
| ② その他 | 1,826 |
| 合計 | 2,763 |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには多大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3)投資有価証券」には含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 167円76銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 183円54銭 |

その他の注記

1. 今後の状況

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、連結計算書類を訂正する場合があります。

また、当社の不適切な財務報告の結果、現在、東京地方裁判所において当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属しております。更に、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあります。

2. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

3. 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

| 用途 | 種類 | 減損損失 (百万円) |
|------------|-----------|---------------|
| 映像事業資産 | 土地 | 3,008 |
| | 建物及び構築物 | 4,051 |
| | 工具器具備品 | 1,265 |
| | 機械装置及び運搬具 | 1,404 |
| | 施設利用権 | 122 |
| | 特許権 | 284 |
| | ソフトウェア等 | 865 |
| | 長期前払費用 | 594 |
| その他事業資産 | 土地 | 345 |
| | 建物及び構築物 | 222 |
| | 工具器具備品 | 325 |
| | 機械装置及び運搬具 | 285 |
| | リース資産 | 8 |
| | ソフトウェア等 | 50 |
| | 長期前払費用 | 1,977 |
| ライフ・産業事業資産 | 特許権 | 301 |
| 情報通信事業資産 | 建物及び構築物 | 52 |
| | 工具器具備品 | 6 |
| | ソフトウェア | 12 |
| 遊休資産 | 建物及び構築物 | 358 |
| | 工具器具備品 | 1 |
| | 機械装置及び運搬具 | 9 |
| | 借地権 | 5 |
| | ソフトウェア等 | 290 |
| 合計 | | 15,839 |

事業資産においては主として事業の種類別セグメントの区分ごとに、遊休資産においては個別単位に、資産をグルーピングしています。

事業資産については、経営環境の変化により将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しています。

また、遊休資産については、帳簿価額に対し時価が著しく下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却予定価額より売却諸費用見積額を控除する方法により評価しています。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 127,674 | 流動負債 | 94,575 |
| 現金及び預金 | 75,320 | 支払手形 | 107 |
| 受取手形 | 755 | 買掛金 | 4,428 |
| 売掛金 | 14,911 | 短期借入金 | 1,305 |
| 製品 | 4,186 | 一年内償還予定社債 | 20,000 |
| 仕掛品 | 4,206 | リース債 | 509 |
| 材料 | 452 | 未払金 | 8,961 |
| 短期貸付金 | 11,209 | 未払費用 | 14,250 |
| 未収入金 | 10,369 | 未払法人税等 | 49 |
| 未収法人税等 | 164 | 預り金 | 44,752 |
| 繰延税金資産 | 3,520 | 製品保証引当金 | 52 |
| その他の資産 | 2,963 | その他 | 162 |
| 貸倒引当金 | △381 | 固定負債 | 487,392 |
| 固定資産 | 477,603 | 社債 | 90,000 |
| 有形固定資産 | 37,684 | 長期借入金 | 390,000 |
| 建物 | 19,544 | リース債 | 1,215 |
| 構築物 | 654 | 繰延税金負債 | 3,936 |
| 機械装置 | 1,773 | 事業整理損失引当金 | 1,578 |
| 車両運搬具 | 2 | 資産除去債務 | 62 |
| 工具器具備品 | 3,676 | 長期預り金 | 601 |
| 土地 | 10,407 | 負債合計 | 581,967 |
| リース資産 | 1,619 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 9 | 株主資本 | 20,263 |
| 無形固定資産 | 5,050 | 資本金 | 48,332 |
| 特許権 | 656 | 資本剰余金 | 54,788 |
| ソフトウェア | 1,727 | 資本準備金 | 23,027 |
| ソフトウェア仮勘定 | 2,511 | その他資本剰余金 | 31,761 |
| リース資産 | 106 | 利益剰余金 | △71,608 |
| 施設利用権等 | 50 | 利益準備金 | 6,626 |
| 投資その他の資産 | 434,869 | その他利益剰余金 | △78,234 |
| 投資有価証券 | 45,199 | 特別償却準備金 | 0 |
| 関係会社株式 | 373,132 | 圧縮記帳積立金 | 2,104 |
| 関係会社出資金 | 5,238 | 繰越利益剰余金 | △80,338 |
| 長期貸付金 | 4,166 | 自己株式 | △11,249 |
| 前払年金費用 | 6,208 | 評価・換算差額等 | 3,047 |
| 長期未収入金 | 7,211 | その他有価証券評価差額金 | 3,141 |
| 破産更生債権等 | 16,607 | 繰延ヘッジ損益 | △94 |
| その他の債権 | 3,639 | 純資産合計 | 23,310 |
| 貸倒引当金 | △26,531 | 負債及び純資産合計 | 605,277 |
| 資産合計 | 605,277 | | |

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------------|---------------|
| 売 上 高 | 74,033 |
| 売 上 原 価 | 37,842 |
| 売 上 総 利 益 | 36,191 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 47,946 |
| 営 業 損 失 | 11,755 |
| 営 業 外 収 益 | 17,316 |
| (受 取 利 息) | (540) |
| (受 取 配 当 金) | (14,017) |
| (為 替 差 益) | (50) |
| (投 資 有 価 証 券 売 却 益) | (1,994) |
| (そ の 他) | (715) |
| 営 業 外 費 用 | 19,437 |
| (支 払 利 息) | (7,434) |
| (社 債 利 息) | (1,914) |
| (貸 倒 引 当 金 繰 入 額) | (6,425) |
| (そ の 他) | (3,664) |
| 経 常 損 失 | 13,876 |
| 特 別 利 益 | 16 |
| (投 資 有 価 証 券 売 却 益) | (16) |
| 特 別 損 失 | 14,391 |
| (投 資 有 価 証 券 評 価 損) | (1,794) |
| (関 係 会 社 株 式 評 価 損) | (5,066) |
| (関 係 会 社 出 資 金 評 価 損) | (2,054) |
| (関 係 会 社 株 式 売 却 損) | (16) |
| (関 係 会 社 清 算 損) | (1) |
| (抱 合 株 式 消 滅 差 損) | (638) |
| (減 損 損 失) | (1,243) |
| (事 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額) | (1,578) |
| (過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用) | (2,001) |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | 28,251 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △5,991 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 10,673 |
| 当 期 純 損 失 | 32,933 |

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 |
| 平成23年4月1日 期 首 残 高 | 48,332 | 23,027 | 31,761 | 54,788 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純損失 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — |
| 平成24年3月31日 期 末 残 高 | 48,332 | 23,027 | 31,761 | 54,788 |

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|-----------|---------------------|--------------|---------|-------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | 自己株式 | 株主資本 合 計 |
| | 利益準備金 | その他 利益剰余金 (注) | 利益剰余金 合 計 | | |
| 平成23年4月1日 期 首 残 高 | 6,626 | △41,297 | △34,671 | △11,097 | 57,352 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △4,004 | △4,004 | | △4,004 |
| 当期純損失 | | △32,933 | △32,933 | | △32,933 |
| 自己株式の取得 | | | | △152 | △152 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | △36,937 | △36,937 | △152 | △37,089 |
| 平成24年3月31日 期 末 残 高 | 6,626 | △78,234 | △71,608 | △11,249 | 20,263 |

(単位：百万円)

| 項目 | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|---------|----------------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成23年4月1日 期首残高 | 6,719 | △33 | 6,686 | 64,038 |
| 当期変動額 剰余金の配当 | | | | △4,004 |
| 当期純損失 | | | | △32,933 |
| 自己株式の取得 | | | | △152 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △3,578 | △61 | △3,639 | △3,639 |
| 当期変動額合計 | △3,578 | △61 | △3,639 | △40,728 |
| 平成24年3月31日 期末残高 | 3,141 | △94 | 3,047 | 23,310 |

(注) その他利益剰余金の内訳

| 項目 | 特別償却準備金 | 圧縮記帳積立金 | 繰越利益剰余金 | 合計 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|
| 平成23年4月1日 期首残高 | 1 | 2,073 | △43,371 | △41,297 |
| 当期変動額 剰余金の配当 | | | △4,004 | △4,004 |
| 特別償却準備金の取崩 | △1 | | 1 | — |
| 特別償却準備金の繰入 | 0 | | △0 | — |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | △123 | 123 | — |
| 圧縮記帳積立金の繰入 | | 154 | △154 | — |
| 当期純損失 | | | △32,933 | △32,933 |
| 当期変動額合計 | △1 | 31 | △36,967 | △36,937 |
| 平成24年3月31日 期末残高 | 0 | 2,104 | △80,338 | △78,234 |

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ①満期保有目的の債券 ……償却原価法
- ②子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法
- ③その他有価証券
時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 ……時価法

(3) たな卸資産 ……先入先出法に基づく原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） ……定率法

- ①車両運搬具、工具及び備品 ……法人税法に基づく耐用年数によっています。
- ②その他の有形固定資産 ……機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法 法人税法に基づく耐用年数によっています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。

(4) 事業整理損失引当金

一部の子会社の行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建売掛金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 …為替予約取引、金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 …外貨建売掛金の予定取引、借入金

③ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

(2) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっています。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 67,472百万円
2. 保証債務 26,490百万円
上記には関係会社に対する保証予約等25,981百万円が含まれています。
3. 関係会社に対する短期金銭債権 31,330百万円
4. 関係会社に対する長期金銭債権 20,656百万円
5. 関係会社に対する短期金銭債務 51,859百万円
6. 輸出為替手形割引高 4,150百万円
7. 期末日満期手形の会計処理
期末日満期手形の会計処理については、当期末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理をしています。当期末日の満期手形の金額は次のとおりです。
受取手形 46百万円
支払手形 24百万円
8. 貸倒引当金
貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「長期未収入金」に計上された7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

損益計算書に関する注記

| | |
|-----------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 52,740百万円 |
| 仕入高 | 24,791百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 15,243百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済株式の数 271,283,608株
2. 当期末における自己株式の数 4,421,878株
3. 当期中に行った金銭による配当の総額 4,004百万円

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|------------|
| (繰延税金資産) | |
| 関係会社株式 | 40,303百万円 |
| 投資有価証券 | 7,597百万円 |
| 無形固定資産 | 3,163百万円 |
| 繰越欠損金 | 11,896百万円 |
| 有形固定資産 | 3,099百万円 |
| たな卸資産 | 1,539百万円 |
| 前払費用 | 4,224百万円 |
| 未払賞与 | 1,324百万円 |
| 貸倒引当金 | 3,765百万円 |
| その他 | 2,403百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 79,313百万円 |
| 評価性引当額 | △75,725百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 3,588百万円 |
| (繰延税金負債) | |
| 圧縮記帳積立金 | △1,126百万円 |
| 前払年金費用 | △2,307百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △549百万円 |
| その他 | △22百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △4,004百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | △416百万円 |

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、顕微鏡製造設備の一部及び電子計算機等はリース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

| 種 類 | 会社等の名称 | 議決権等の 所有（被所有）割合(%) | 関連当事者 との 関係 | 取引の 内 容 | 取引金額 (百万円) | 科 目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---|-----------------------|----------------|-------------------|---------------|---------------------|---------------|
| 子会社 | Olympus Corporation of Asia Pacific Limited | 所有 直接100.0 | 保証予約 役員の兼任 | 保証 予約 (注1) | 20,000 | — | — |
| | 株式会社 アルティス | 所有 直接 95.9 | 資金の援助 役員の兼任 | 資金の 貸付 (注2) | 1,000 | 破産更生 債権等 (注3) | 4,110 |
| | 株式会社 ヒューマラボ | 所有 直接 87.3 | 資金の援助 役員の兼任 | 資金の 貸付 (注2) | 700 | 破産更生 債権等 (注3) | 5,400 |
| | NEWS CHEF 株式会社 | 所有 直接 95.4 | 資金の援助 役員の兼任 | 資金の 貸付 (注2) | 800 | 破産更生 債権等 (注3) | 6,480 |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. Olympus Corporation of Asia Pacific Limited の銀行借入金（20,000百万円、期限平成25年3月）につき、保証予約を行ったものです。なお、保証料は受け取っていません。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しています。なお、担保は受け入れていません。
3. 子会社への破産更生債権等に対し、合計15,983百万円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において、合計3,143百万円の貸倒引当金繰入額を計上しています。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 87円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 123円39銭 |

その他の注記

1. 今後の状況

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、計算書類及びその附属明細書を訂正する場合があります。

また、当社の不適切な財務報告の結果、現在、東京地方裁判所において当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属しております。更に、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあります。

2. 追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当期の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しています。

3. 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

| 用途 | 種類 | 減損損失 (百万円) |
|------------|--------|---------------|
| その他事業資産 | 土地 | 146 |
| | 建物 | 207 |
| | 構築物 | 14 |
| | 機械装置 | 14 |
| | 工具器具備品 | 272 |
| ライフ・産業事業資産 | 特許権 | 301 |
| 遊休資産 | 建物 | 275 |
| | 構築物 | 4 |
| | 機械装置 | 9 |
| | 車両運搬具 | 0 |
| | 工具器具備品 | 1 |
| 合計 | | 1,243 |

事業資産においては主として事業の種類別セグメントの区分ごとに、遊休資産においては個別単位に、資産をグルーピングしています。

事業資産については、経営環境の変化により将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しています。

また、遊休資産については、帳簿価額に対し時価が著しく下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却予定価額より売却諸費用見積額を控除する方法により評価しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月16日

オリンパス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 康 晴 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 沢 琢 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 哲 也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリンパス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

その他の注記に記載されているとおり、平成23年11月8日の会社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、連結計算書類を訂正する可能性がある。また、会社の不適切な財務報告の結果、現在、東京地方裁判所において会社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属している。更に、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが会社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月16日

オリンパス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 康 晴 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 沢 琢 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 哲 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリンパス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

その他の注記に記載されているとおり、平成23年11月8日の会社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、計算書類及びその附属明細書を訂正する可能性がある。また、会社の不適切な財務報告の結果、現在、東京地方裁判所において会社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属している。更に、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが会社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第144期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、いずれも第144期事業年度終了後である平成24年4月20日に監査役に就任いたしました。各監査役は監査役就任にあたり、第144期事業年度における監査事項につき前任監査役から説明を受けるとともに、前任監査役作成にかかる監査調書及び引継ぎのための書類を閲覧し、検討いたしました。また、前任監査役からの引継ぎに際して必要と判断した範囲内において、且つ、就任日から本監査報告書作成日までの期間において実務上可能な範囲で、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、就任日以降に開催された取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況の検証結果について前任監査役から説明を受けるとともに、実務上可能な範囲で補足的な検証を行いました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人からなされた当該内部統制の評価及び監査の状況についての報告内容を前任監査役から引き継ぐと共に、取締役等及び新日本有限責任監査法人に対し実務上可能な範囲で補足的な説明を求めました。また、事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況について取締役会議事録で確認するなど、その内容について検討を加えました。子会社については、前任監査役による子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換の結果に関する引継ぎ内容を踏まえ、必要に応じて子会社から補足的に事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 複数の元経営者による不当な目的による共謀行為があり、これら経営者の業務執行を監督すべき取締役会が有効に機能していませんでした。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容自体は相当でしたが、当該事業年度におけるその運用については適正であったとは認められません。
また、財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はあるものの、取締役はその改善に取り組んでおり、また、当該事業年度の計算書類およびその附属明細書並びに連結計算書類の適正性に影響は生じておりません。
- 四 当社は、外部有識者による経営改革委員会の指導・監督を受けながら当社及び当社グループ全体の経営体制の刷新、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備及びコンプライアンスの見直しに取り組む、現在は新しい経営体制の下で、具体的な施策を進めている旨の報告を受けております。
- 五 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また当該基本方針に基づく取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月17日

オリンパス株式会社 監査役会
常勤監査役 齋藤 隆 ㊞
常勤監査役 清水 昌 ㊞
社外監査役 名古屋信夫 ㊞
社外監査役 名取勝也 ㊞

以 上

